

定款施行細則

平成 27 年 4 月 1 日施行

社会福祉法人 日野青い鳥福社会

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人日野青い鳥福祉会定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人日野青い鳥福祉会定款（以下「定款」という。）第32条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる障害福祉サービス事業等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項並びに理事長、副理事長、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条第1項の規定による理事会の決定事項及び定款第14条の規定による評議員会の審議事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第9条第1項ただし書きに基づく理事長及び副理事長並びに施設長の職務権限（専決事項）については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃に係る議決、審議分掌については、別表3のとおりとする。

(理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を欠席理由を明らかにした上で、別紙1の様式により行うことができるものとする。

(職務の代理)

第6条 定款第10条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。

順位	職務代理人
第1位順位	副理事長
第2位順位	施設長にある理事
第3位順位	財務担当理事
第4位順位	就任順の非常勤理事

第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第7条 理事会及び評議員会の開催時期は、①予算②決算③補正予算④事業経過報告とし、年間3回以上開催することを原則とする。

2 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第8条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第9条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無を別紙2によりあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第10条 理事会、評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第11条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

3 前2項にかかわらず、評議員会において、意見を聴くこととして付議された議案については、表決を行わず、意見聴取にとどめることができる。

(議長の議決権)

第12条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数

に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

3 評議員会における議長の議決権は、可否同数のときにのみ行使するものとする。したがって、評議員会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

（議事録等）

第13条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数（定数）、評議員総数（定数）
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名の選出）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう袋綴じの上、保管するものとする。

（欠席理事、評議員への報告）

第14条 理事長は、理事会に欠席した理事に理事会議事録を30日以内に送付するものとする。

2 理事長は、評議員会に欠席した評議員に評議員会議事録を30日以内に送付するものとする。

第3章 監 事

（理事会等への出席）

第15条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

（監事の監査）

第16条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上「監事監査規程」を作成するものとする。

なお、監事監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果について監事は、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第4章 解職

(役員解職)

第17条 理事は、評議員会において評議員総数の過半数の同意を得て、解職する。

2 監事は、評議員会において評議員総数の過半数の同意を得て、解職する。

(評議員解職)

第18条 評議員は、理事会において理事総数の過半数の同意を得て、解職する。

第5章 欠員補充等

(役員・評議員の欠員補充)

第19条 役員・評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第20条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期（概ね1年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

(評議員会の長期欠席)

第21条 理事を兼ねていない評議員の評議員会への欠席が長期（概ね1年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを評議員（理事を兼ねる評議員を除く）は留意するものとする。

(理事総数の定義等)

第22条 理事会・評議員会の開催要件、議決要件として使用されている理事総数の定義は本来、定款の理事定数が理事総数であるが、欠員が生じている場合、欠員を除いた理事現数、評議員現数が理事総数となる。

第6章 その他

(役員報酬)

第23条 役員及び評議員の報酬については職務執行の対価として支払われる。

第24条 理事長及び理事が理事会に出席したときには、別表4により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第24条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときには、別表4により報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときには、評議員会にかかる報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第24条の報酬は支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したときには、別表4により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときには、評議員会にかかる報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第25条 理事長、副理事長、財務担当役員には施設及び法人の労務、財務、運営等の業務に携わる報酬として、毎月20,000円を支払う。

(適用除外)

第26条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(事業計画及び予算執行の特例)

第27条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第28条 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、プライバシー情報の保護についても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第29条 本規則の改廃は、理事会の議決及び評議員会の審議を経て行う。

附則

1. この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

理事会要議決・評議員会要審議事項一覧

拠	議決事項・審議事項	理事会での要議決		評議員会での要審議
		過半数の議決	2/3以上の議決	
指導 監査 要綱 1の 5の (2) 及び 同1 の6	予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○	○
	補正予算		○	○
	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	○
	定款の変更		○	○
	合併		○	○
	解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定		○	○
	重要事項で理事会において（評議員会への付議が）必要と認める事項	○ (事案ごとに決める)		○
	社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○		(○)
	定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○		(○)
	施設長の任免その他重要な人事	○		(○)
	金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約 (軽微なものを除く)	○		(○)
	役員報酬に関する事項	○		(○)
	その他、法人の業務に関する重要事項	○		(○)
定款 準則	理事・監事の選任・解職			○
	評議員の選任・解職	○		
	公益事業に関する事項		○	(○)
	収益事業に関する事項		○	(○)

別表2 (第4条第2項関係)

専決事項一覧

〔一般・人事に関する事案〕

事案	役職名 区分	理事長	副理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること	○			※ 2
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○			
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○			
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○			
5	予算の流用・予備費の支出	○			
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	専決しない			理事会付議
7	公示、公告に関すること	○			
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	○			
9	訴訟に関すること	○			※ 2
10	債権の免除・効力の変更に関すること	1件10万円以下又は 年計50万円以下 ○			※ 2 法人の規模により 金額を設定する
11	法人の組織及び権限に関すること	○			
12	苦情対応規程に基づく第三者委員の選任	○			
13	職員の任免に関すること	○			含む会計責任者等
14	職員の配置に関すること	(○)	(○)	(○)	合議事項
15	有期契約職員の採用に関すること	医師 ○	左以外 ○	左以外 ○	※ 1
16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		施設長以上 ○	所属職員 ○	※ 1
17	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		施設長以上 ○	所属職員 ○	※ 1
18	職員の初任給に関すること	施設長 ○	主任以上 ○	所属職員 ○	※ 1

19	職員の昇給・昇格基準に関する事	(○)	(○)		合議事項
20	職員の昇給・昇格決定に関する事			○	

注：上表中の(○)は、理事長、常務理事、施設長のいずれかの専決とすることの意味。

事案		役職名 区分			備考
		理事長 専決事項	副理事長 専決事項	施設長 専決事項	
21	休職、復職、退職、育児・介護休業に関する事	○			
22	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○			※ 2
23	職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○		
24	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事		○		
25	職員健康診断の実施に関する事			○	
26	被服貸与等に関する事		○		
27	利用者の日常の処遇に関する事			○	※ 1
28	利用者の預り金等の日常の管理に関する事			○	※ 1
29	薬品、給食材料の処分に関する事			○	※ 1
30	自動車の運行管理に関する事			○	※ 1
31	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	重要なもの ○	軽易なもの ○	軽易なもの ○	※1・2
32	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○		
33	職員の研修に関する事		施設長以上 ○	○	※ 1
34	諸証明に関する事			○	
35	金融機関を指定する事	○			

(備考) ※1 No.15、16、17、18、27、28、29、30、31、33のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得てその決裁権限を課長・センター長に委譲することができる。

※2 専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

〔法人収入に関する事案〕

事案	区分	役職名			備考
		理事長	副理事長	施設長	
		専決事項	専決事項	専決事項	
1	介護報酬・自立支援給付費・運営費等の収入に関する事案	○			
2	過誤納金の充当又は還付に関する事案			○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関する事案		○		
4	受贈の承認・寄付に関する事案	10万円以上 ○	10万円未満 ○		
5	その他の収入に関する事案			○	

〔法人支出に関する事案〕

事案	区分	役職名			備考
		理事長	副理事長	施設長	
		専決事項	専決事項	専決事項	
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事案	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	100万円未満	
2	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事案	500万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
3	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事案			○	
4	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入			○	
5	緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関係に限定)	500万円以上 1,000万円未満 ○	100万円以上 500万円未満 ○		

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、上記専決金額以内であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。重大な影響がある場合、理事長は、専決せず、理事会に諮ることとする。

注4 請負又は委託については、専決であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を行う。

注5 緊急を要する物品については、故障関係に限る等事例を想定した上で設定した。

別表3 (第4条第3項関係)

規程、規則の議決分掌表

	理事会での議決規程	評議員会での審議規程	理事長の専決規程
定款細則	○	○	
経理規程	○	○	
役員・評議員報酬及び旅費規程	○	○	
法人組織規程	○	○	
安全衛生管理規程	○		
施設運営規程	○	○	
重要事項説明書	○		
契約書	○		
情報公開規程	○	○	
個人情報保護規程	○	○	
ホームページ運営規程			○
苦情対応規程	○		
公益通報対応規程	○		
利用者の権利擁護関連規程	○		
危機管理対応委員会規程	○		
消防計画、応援協定	○		
施設所有自動車管理規程			○
就業規則(正規、有期契約職員)	○	○	
給与規程、旅費規程	○	○	
育児休業・介護休業規則	○		
セクハラ・パワハラ防止規程	○		
セクハラ苦情処理委員会規程			○
人事考課規程	○		
在籍出向規程	○		
宿直に関する規程			○
懲戒手続規程	○		
被服貸与規程			○
短時間雇用管理者選任規程			○
職員の兼業等事務取扱規程			○
通勤車輛規程			○

文書管理規程、文書保存規程			○
公印取扱規程、			○
資金運用規程	○		
監事監査規程	○	○	
利用者預り金等管理規程	○		

別表4（第24条関係）

名 称	報 酬	実費弁償額
理事会出席報酬等		5000 円
評議員出席報酬等		5000 円
監事監査報酬等	10000 円	